

# クリーンセンター建設事業の概要

## 1 クリーンセンター建設事業の目的

クリーンセンター建設事業（以下「本事業」という。）は、秦野市曾屋に秦野市及び伊勢原市で組織する一部事務組合「秦野市伊勢原市環境衛生組合」（以下「二市組合」という。）の可燃ごみ焼却施設を建設するものであり、その目的は次のとおりである。

### (1) 可燃ごみの安全で安定的な処理の推進

二市組合では、本市及び伊勢原市に係る共同業務として、ごみの処理、し尿等の処理及び斎場の運営管理の3つの業務を行っている。（なお、し尿等の処理については、秦野市は平成19年9月、伊勢原市は平成21年4月から、それぞれの施設で処理を開始したため、平成21年9月二市組合の業務からし尿処理業務を除外。）

このうち、可燃ごみについては、二市組合が運営する伊勢原清掃工場（伊勢原市三ノ宮）の180t/日焼却施設及び90t/日焼却施設の2施設で処理しているが、昭和51年建設の180t/日焼却施設は、平成21年5月で稼働以来33年が経過し、老朽化が進んでおり、耐用年数を経過した部分を段階的に交換や修繕により対応しているものの、機能面においてもごみピットの容量不足等の施設運営上の課題を抱えている。

今後、本市及び伊勢原市から発生する可燃ごみを長期にわたり安全、安定処理を進めるためには、180t/日焼却施設の更新施設としてのクリーンセンターの建設が必要不可欠となっている。

### (2) 循環型社会形成の推進

「大量消費、大量生産、大量廃棄」の「一方通行の社会」から、環境負荷の少ない「循環型社会」に移行するために、廃棄物・リサイクル対策として、第一に廃棄物の発生を抑制（リデュース）し、第二に廃棄物を再使用（リユース）し、第三に廃棄物を再生利用（マテリアルリサイクル）し、第四に熱回収（サーマルリサイクル）を行い、それでもやむを得ず循環利用できないものは適正に処分するという優先順位が国の方策として示されている。

このような循環型社会の形成の取り組みの中で、クリーンセンターは次のような役割を担う施設である。

#### ア エネルギーの有効利用の推進

二市組合の現伊勢原清掃工場の設備では、十分な熱回収は困難であるが、180t/日焼却施設の更新施設としてのクリーンセンターは、焼却に伴い発生する熱を積極的に回収し、場内で消費される電力を発電により賄うとともに、余熱利用施設への熱供給により、エネルギーの有効利用を推進する。

## イ 資源化及び最終処分量減量化の推進

クリーンセンターの処理方式は、「ストーカ式焼却+灰溶融方式」、「流動床式ガス化溶融方式」、民間施設を活用し焼却灰の資源化を前提とした「ストーカ式焼却方式」及び「流動床式焼却方式」の4方式を選定対象とし、どの方式でも焼却灰等の資源化を図り、最終処分量の減量化を推進することとした。

なお、ごみ処理方式は「ストーカ式焼却方式」に決定した。(平成21年9月)

## 2 対象事業の内容

### (1) 計画規模

本事業の規模を表2-1に示す。

実施区域面積は約35,000m<sup>2</sup>、また、処理方式は、次の4方式を対象とし、施設の処理能力は、「ストーカ式焼却+灰溶融方式」の場合に約216t/日、「流動床式ガス化溶融方式」、「ストーカ式焼却方式」、「流動床式焼却方式」の場合に約200t/日と設定して計画を進めてきた。

表2-1 対象事業の規模

項目	規模	
実施区域面積	約35,000m <sup>2</sup>	
日当りの処理能力	ストーカ式焼却+灰溶融方式	流動床式ガス化溶融方式 ストーカ式焼却方式 流動床式焼却方式
	ストーカ式焼却炉：約200t/日 (100t/日×2炉) 灰溶融炉：約16t/日	約200t/日 (100t/日×2炉)
	合計：約216t/日	

※ なお、ごみ処理方式は「ストーカ式焼却方式」に決定した。(平成21年9月)

### (2) 施設の考え方

二市組合における可燃ごみの処理については、クリーンセンターの稼働後、当面は、現伊勢原清掃工場90t/日焼却施設(以下「90t施設」という。)との2施設処理体制で進める。将来的に90t施設については、今後の廃棄物処理技術の動向や国の廃棄物処理施設への助成制度等を的確に捉えながら、適切な時期に改めて更新計画を定めることとし、現時点では、有機性廃棄物資源化施設を想定し、そのごみ処理量等を見込んだクリーンセンターの施設規模を算定した。

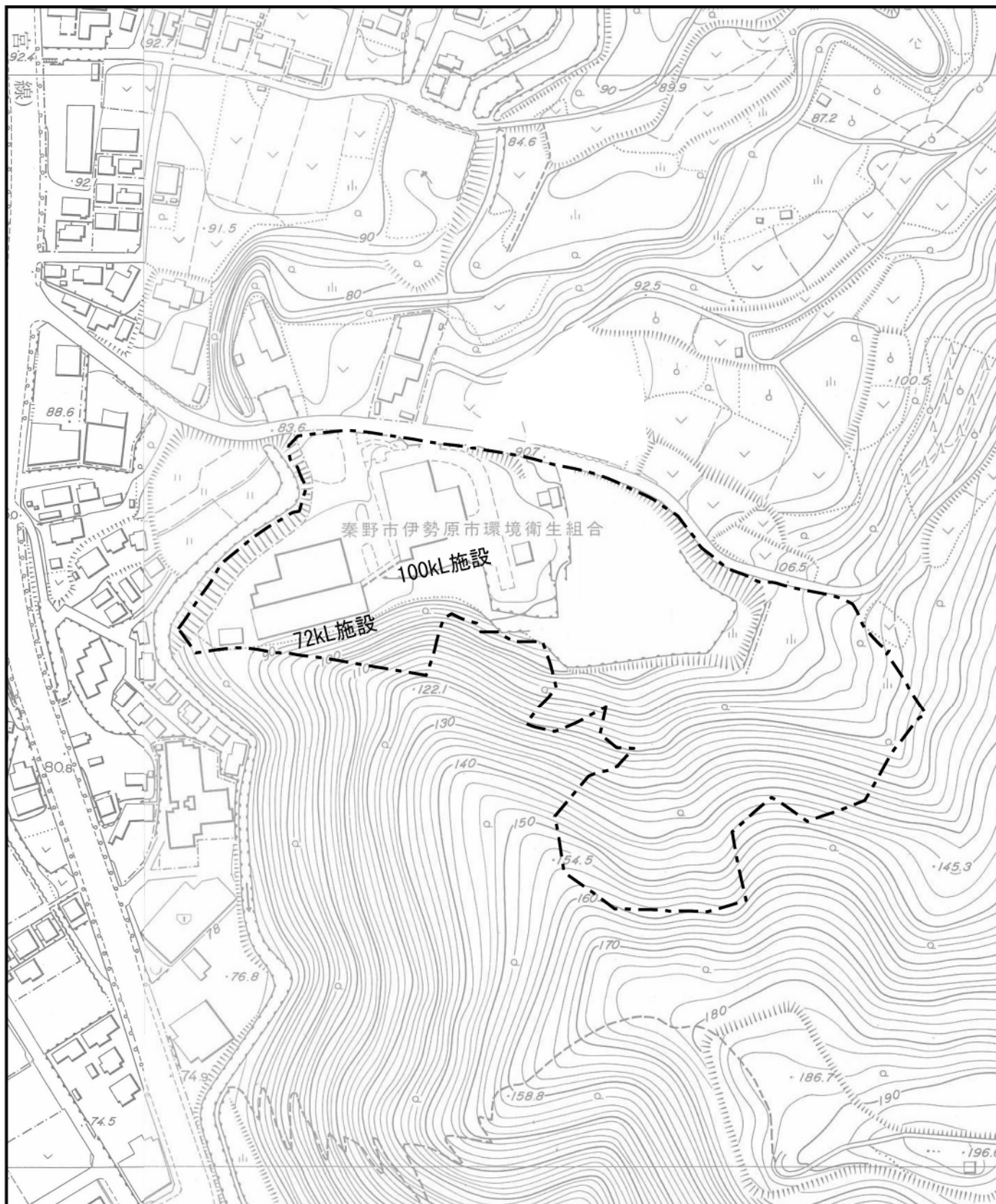
### **3 土地利用の概要**

#### **(1) 土地利用の現況**

土地利用の概況は、図3-1に示すとおりである。

し尿処理施設は、72kL施設と100kL施設があり、今後のし尿処理は、本市及び伊勢原市の単独公共下水道の既存終末処理場の機能を活用して、それぞれに下水道投入施設を設置して行うことになるため、廃止する予定である。(なお、秦野市は平成19年9月、伊勢原市は平成21年4月から、それぞれの施設で処理を開始した。)

焼却施設の建設位置からして100kL施設に関しては、設備はもとより建物全体を解体するが、72kL施設は焼却施設の建設位置への影響がないため解体せず、管理棟としての利用を検討する。



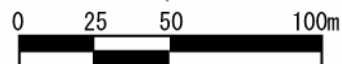
凡 例

┌───┐ 敷地境界

図 3-1 土地利用の現況



1 : 2,500



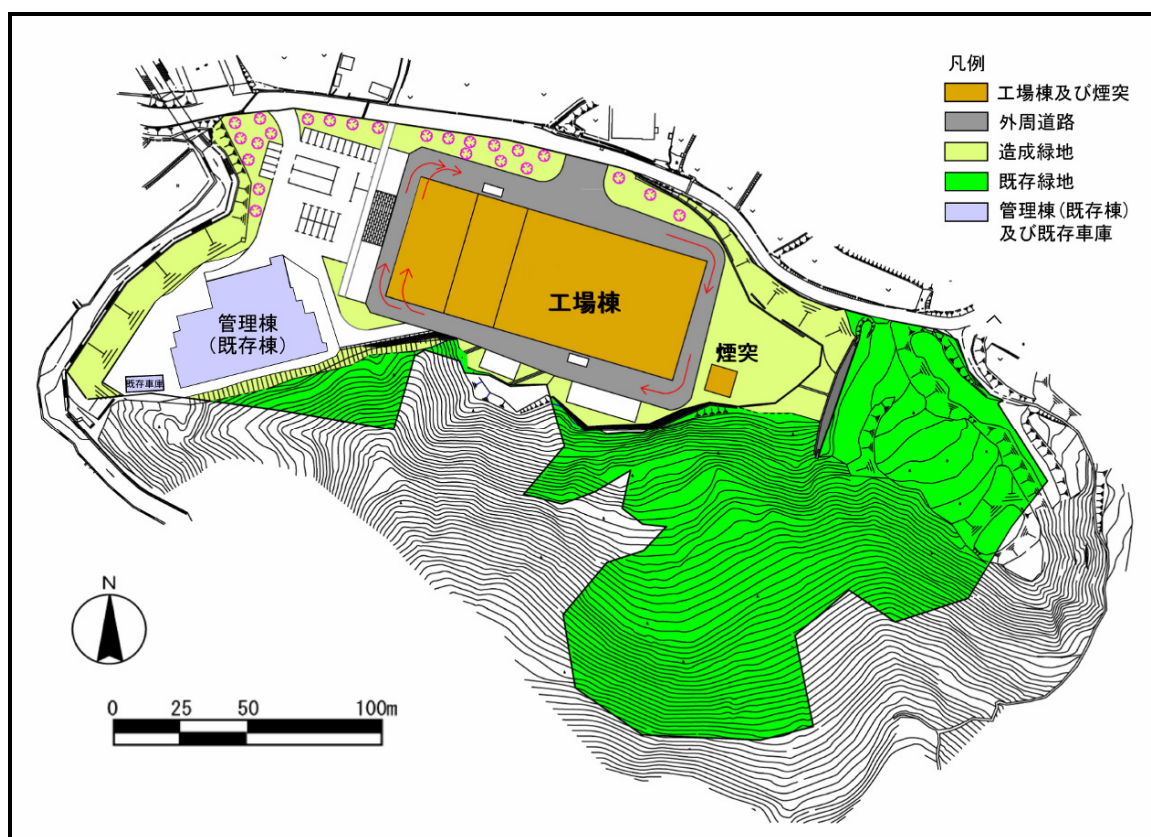
## (2) 土地利用計画（案）

本事業における土地利用計画の概要は、表3-1及び図3-2に示すとおりである。

実施区域の敷地面積は約35,000m<sup>2</sup>であるが、基本的に現況の地形を利用し、敷地面積の51.4%にあたる約18,000m<sup>2</sup>の中に工場棟、駐車場等の主要な施設を配置する。

表3-1 土地利用計画の概要

区 分		面積 (m <sup>2</sup> )	構成比 (%)	備 考
造成区域	工場棟（エントランス含む）	4,800	13.7	エントランス約50m <sup>2</sup>
	駐車場・駐輪場	1,500	4.3	乗用車26台、バス2台、障害者用2台
	ストックヤード等関連設備	300	0.9	ストックヤード、洗車場、計量機2基
	場内道路	2,700	7.7	外周道路、非常通路
	造成緑地	7,000	20.0	法面緑地含む
	その他	1,700	4.9	擁壁、管理棟廻り含む
	小 計	18,000	51.4	
管理棟（既存棟）		1,500	4.3	既存の車庫含む
既存緑地		15,500	44.3	
合 計		35,000	100.0	



注) 土地利用計画図については、予測評価書作成時点での想定である。

図3-2 土地利用計画図